

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 舟本 哲夫
問合せ先 取締役投資運用部長 高橋 衛
(TEL: 03-6262-6402)

管理会社における社内規程（運用ガイドライン及びリスク管理方針）の
一部変更に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針を定める運用ガイドラインの一部変更及びリスク管理方針の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 運用ガイドライン

a. ポートフォリオ構築方針

i. ポートフォリオ構築方針の基本的考え方及び固定価格買取制度の適用等

平成 29 年 4 月 1 日付の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）（以下「改正再エネ特措法」といいます。）の施行に伴い、用語の定義及び本投資法人の運用資産に適用される各種制度の内容について記載を変更することを決議いたしました。

ii. 太陽光発電設備の設置、保守、運用に必要な用地の確保

本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載のインフラ資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得に伴い、資産の用地に係る権利について、転借権を明記するとともに、当該権利に係る契約期間を原則として「20 年以上」から「太陽光発電設備の調達期間中存続する（契約の更新又は再締結を含みます。）ことが合理的に判断できるものであること」に変更することを決議いたしました。

b. デュー・ディリジェンス

改正再エネ特措法の施行に伴い、本投資法人の運用資産に適用される各種制度の内容について記載を変更することを決議いたしました。

c. 資産管理方針

i. 貸貸条件の決定方針及び貸借人の契約上の地位の移転

改正再エネ特措法の施行に伴い、本投資法人の運用資産に適用される各種制度の内容について記載を変更することを決議いたしました。

ii. 修繕計画の基本方針

資産管理に関して、オペレーター報酬が生じることになったことに伴い、委託料の支払先としてオペレーターを明記することを決議しました。

(2) リスク管理方針

改正再エネ特措法の施行に伴い、リスク管理方針において用語の定義及びオペレーターの能力に関するリスクの一つである電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定が取り消されるリスクを変更することを決議いたしました。

2. 変更の内容

(1) 運用ガイドラインの変更

新 (改正後の運用ガイドライン)	旧 (改正前の運用ガイドライン)
<p>(ポートフォリオ構築方針の基本的考え方) 第5条</p> <p>(前略)</p> <p>3. 太陽光発電設備等への投資に際しては、設備規模、日射量及び気候その他の気象条件、<u>電気事業法(昭和39年法律第170号。その後の改正を含む。)</u>(以下「<u>電気事業法</u>」という。)<u>第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者及び電気事業法第2条第1項第13号に定める特定送配電事業者</u>(以下「<u>接続電気事業者</u>」と総称する。)<u>の電線路との接続の容易性その他の立地条件、太陽電池モジュール(太陽光パネル)及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績(もしあれば)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。)</u>(以下「<u>再エネ特措法</u>」という。)<u>に基づく固定価格買取制度における調達価格(再エネ特措法第3条第1項に定める意味により、以下「<u>調達価格</u>」ともいう。)</u>及び残存する調達期間(再エネ特措法第3条第1項に定める意味により、以下「<u>調達期間</u>」ともいう。)<u>その他の固定価格買取制度の適用条件、並びに敷地等の取得・使用条件又は賃借等の条件を総合的に検討し、投資対象の選定を行う。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(ポートフォリオ構築方針の基本的考え方) 第5条</p> <p>(前略)</p> <p>3. 太陽光発電設備等への投資に際しては、設備規模、日射量及び気候その他の気象条件、<u>一般送配電事業者等(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。))</u>(以下「<u>再エネ特措法</u>」という。)<u>第5条第1項に規定する一般送配電事業者等をいう。)</u>(以下「<u>接続電気事業者</u>」という。)<u>との系統連系の容易性その他の立地条件、太陽電池モジュール(太陽光パネル)及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績(もしあれば)、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度における調達価格(再エネ特措法第3条第1項に定める意味により、以下「<u>調達価格</u>」ともいう。)</u>及び残存する調達期間(再エネ特措法第3条第1項に定める意味により、以下「<u>調達期間</u>」ともいう。)<u>その他の固定価格買取制度の適用条件、並びに敷地等の取得・使用条件又は賃借等の条件を総合的に検討し、投資対象の選定を行う。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>(固定価格買取制度の適用等) 第7条</p> <p>本投資法人が取得を検討する日本国内の太陽光発電設備は、原則として、<u>以下のすべての条件を満たす稼働中の太陽光発電設備とする。ただし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程その他関連諸法令及び諸規則に従い認められる限度で、未稼働の太陽光発電設備等にも投資することができる。</u></p> <p>(1) <u>当該太陽光発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業(再エネ特措法第9条第1項の定める意味による。)</u>を行う者(以下「<u>発電事業者</u>」と</p>	<p>(固定価格買取制度の適用等) 第7条</p> <p>本投資法人が取得を検討する日本国内の太陽光発電設備は、原則として、<u>設備認定(再エネ特措法第6条第1項の認定をいう。以下同じ。)</u>を受け、<u>当該太陽光発電設備に係る特定供給者(再エネ特措法第3条第2項に定める意味による。)</u>が既に発電事業者<u>(再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を発電する事業を営む者をいい、電気事業法(昭和39年法律第170号。その後の改正を含む。))</u>(以下「<u>電気事業法</u>」という。)<u>第2条第1項第15号に規定する発</u></p>

<p>いう。)が、当該太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画(再エネ特措法第9条第1項の定める意味による。以下同じ。)について再エネ特措法に基づく認定(再エネ特措法第9条第3項の認定をいい、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)(以下「再エネ特措法改正法」という。)附則の規定により当該認定を受けたものとみなされる場合を含む。)を受けていること。</p> <p>(2) 当該太陽光発電設備と接続電気事業者の電線路とが電氣的に接続されていること。</p> <p>(3) 発電事業者と再エネ特措法第2条第1項又は再エネ特措法改正法による改正前の再エネ特措法第2条第1項に定める電気事業者(以下「買取電気事業者」という。)との間で特定契約(再エネ特措法第2条第5項に定める意味による。以下同じ。)が締結されており、当該契約に基づき、当該太陽光発電設備を用いて発電した電気の電気事業者に対する供給が既に開始されていること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 本投資法人は、太陽光発電設備に投資する際には、当該太陽光発電設備について締結されている特定契約及び接続契約(再生可能エネルギー発電設備と接続電気事業者の電線路とを電氣的に接続すること及びその条件を定める契約をいう。以下同じ。)の条件を考慮する。なお、特定契約に基づく電気の買取価格は、当該太陽光発電設備に適用ある調達価格と同額又は実質的にそれ以上の金額とする。</p>	<p>電気事業者に限られない。以下同じ。)から電気を買い取る電気事業者(以下「買取電気事業者」という。)との間で特定契約(再エネ特措法第4条第1項に定める意味による。以下同じ。)を締結し、接続電気事業者との間で接続契約(接続電気事業者の送電用の電気工作物を電氣的に接続すること及びその条件を定める契約をいう。以下同じ。)を締結し(なお、買取電気事業者と接続電気事業者とは同一の者であることを要しないこととする。)、接続電気事業者との系統連系が完了し、かつ、当該特定契約に基づく電気の供給を既に開始した太陽光発電設備等とする。ただし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程その他関連諸法令及び諸規則に従い認められる限度で、未稼働の太陽光発電設備等にも投資することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 本投資法人は、太陽光発電設備に投資する際には、当該太陽光発電設備について締結されている特定契約及び接続契約の条件を考慮する。なお、特定契約に基づく電気の買取価格は、当該太陽光発電設備に適用ある調達価格と同額又は実質的にそれ以上の金額とする。</p>
<p>(太陽光発電設備の設置、保守、運用に必要な用地の確保)</p> <p>第13条</p> <p>太陽光発電設備の設置、保守、運用に必要な用地(当該設置場所から電力会社の系統に接続する地点までの送電線が経由する土地(以下「送電線敷設用地」という。)を除く。)は、原則として、所有権、賃借権若しくは転借権又は地上権によって確保することとし、原則として、登記により対抗要件を具備するものとする。また、賃借権若しくは転借権又は地上権は、原則として、その敷地等に係る太陽光発電設備の調達期間中存続する(契約の更新又は再締結を含む。)ことが合理的に判断できるものであることを必要とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(太陽光発電設備の設置、保守、運用に必要な用地の確保)</p> <p>第13条</p> <p>太陽光発電設備の設置、保守、運用に必要な用地(当該設置場所から電力会社の系統に接続する地点までの送電線が経由する土地(以下「送電線敷設用地」という。)を除く。)は、原則として、所有権、賃借権又は地上権によって確保することとし、原則として、登記により対抗要件を具備するものとする。賃借権又は地上権の場合は、原則として、その期間を20年以上とする。</p> <p>(後略)</p>
<p>(賃貸条件の決定方針)</p> <p>第21条</p> <p>(前略)</p> <p>3. 実績連動賃料は、原則として、賃借人から報告される実際発電量に基づく月ごとの売電金額を基準とする。なお、太陽光発電設備について接</p>	<p>(賃貸条件の決定方針)</p> <p>第21条</p> <p>(前略)</p> <p>3. 実績連動賃料は、原則として、賃借人から報告される実際発電量に基づく月ごとの売電金額を基準とする。なお、太陽光発電設備について接</p>

<p>続電気事業者又は買取電気事業者から出力の抑制が求められ、出力抑制に係る出力抑制補償金が接続電気事業者又は買取電気事業者から支払われる場合、売電金額の計算にあたっては当該補償金の額を加算し、賃借人が被保険者として受領する利益保険の保険金の金額も、売電金額の計算に当たって加算される。ただし、賃借人がいわゆる特別目的会社（SPC）である場合は、上記以外の賃貸条件を採用することを妨げず、本投資法人の利益に資するよう合理的に決定する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p>続電気事業者から出力の抑制が求められ、出力抑制に係る出力抑制補償金が接続電気事業者から支払われる場合、売電金額の計算にあたっては当該補償金の額を加算し、賃借人が被保険者として受領する利益保険の保険金の金額も、売電金額の計算に当たって加算される。ただし、賃借人がいわゆる特別目的会社（SPC）である場合は、上記以外の賃貸条件を採用することを妨げず、本投資法人の利益に資するよう合理的に決定する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>
<p>（修繕計画の基本方針）</p> <p>第24条</p> <p>中長期的な運用資産の収益の維持向上を図ることを目的として、運用資産の状況及び特性等を考慮した個別資産ごとの修繕計画を、オペレーター及びO&M業者と協議の上策定し、必要な修繕及び資本的支出を行うものとする。修繕及び資本的支出は、原則としてポートフォリオ全体の減価償却費もあわせて勘案して当社が判断するものとする。ただし、運用資産のパフォーマンスの維持及び向上に資するものと当社が合理的に判断したものについては、早期に実施するものとする。なお、運営期間中に発生する再生可能エネルギー発電設備等の維持、管理、修繕等に要する費用（再生可能エネルギー発電設備等に賦課される公租公課、再生可能エネルギー発電設備等に係る資本的支出、再生可能エネルギー発電設備を構成する機器又は部品の交換に係る新たな機器又は部品の代金、O&M業者（電気保安法人を含む。）又はオペレーターに支払うべき委託料その他の費用、本投資法人が保険契約者又は被保険者となる再生可能エネルギー発電設備に係る保険の保険料を含む。）は再生可能エネルギー発電設備等の保有者たる賃借人が負担することとし、それ以外の再生可能エネルギー発電設備等の日常的な維持、管理、修繕等に要する費用は原則として賃借人が負担することとする。</p>	<p>（修繕計画の基本方針）</p> <p>第24条</p> <p>中長期的な運用資産の収益の維持向上を図ることを目的として、運用資産の状況及び特性等を考慮した個別資産ごとの修繕計画を、オペレーター及びO&M業者と協議の上策定し、必要な修繕及び資本的支出を行うものとする。修繕及び資本的支出は、原則としてポートフォリオ全体の減価償却費もあわせて勘案して当社が判断するものとする。ただし、運用資産のパフォーマンスの維持及び向上に資するものと当社が合理的に判断したものについては、早期に実施するものとする。なお、運営期間中に発生する再生可能エネルギー発電設備等の維持、管理、修繕等に要する費用（再生可能エネルギー発電設備等に賦課される公租公課、再生可能エネルギー発電設備等に係る資本的支出、再生可能エネルギー発電設備を構成する機器又は部品の交換に係る新たな機器又は部品の代金、O&M業者（電気保安法人を含む。）に支払うべき委託料その他の費用、本投資法人が保険契約者又は被保険者となる再生可能エネルギー発電設備に係る保険の保険料を含む。）は再生可能エネルギー発電設備等の保有者たる賃借人が負担することとし、それ以外の再生可能エネルギー発電設備等の日常的な維持、管理、修繕等に要する費用は原則として賃借人が負担することとする。</p>
<p>（賃借人の契約上の地位の移転）</p> <p>第27条</p> <p>将来の賃借人の変更に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についての認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p>（賃借人の契約上の地位の移転）</p> <p>第27条</p> <p>将来の賃借人の変更に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、再生可能エネルギー発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>
<p>別紙1</p> <p>デュー・ディリジェンス基準</p>	<p>別紙1</p> <p>デュー・ディリジェンス基準</p>

<p><物理的調査></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>発電設備・仕様概要</p> <p>テクニカルレポートによる発電設備の主要項目（主要構造、設計・製造業者・設備仕様等）の確認、立地条件への適合性</p> <p><u>再生可能エネルギー発電事業計画の遵守状況、再生可能エネルギー発電事業計画の再エネ特措法第9条第3項第1号から第3号までへの適合性の確認</u></p> <p>当社による現地調査</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p><法律的調査></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>許認可等</p> <p>開発許可、農地法（昭和27年法律第229号。その後の改正を含む。）に基づく転用許可等</p> <p>再エネ特措法に基づく認定の取得状況</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>契約関係</p> <p>設計、建設請負契約（EPC契約）、売買契約、保守管理契約（O&M契約を含む。）、保証書等の発電設備等に関する契約内容の確認</p> <p>特定契約、接続契約等の<u>電力受給</u>、系統連系に関する契約内容の確認</p> <p>賃貸借契約の契約内容の確認</p> <p>その他第三者との契約内容の有無及び内容の確認</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p><物理的調査></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>発電設備・仕様概要</p> <p>テクニカルレポートによる発電設備の主要項目（主要構造、設計・製造業者・設備仕様等）の確認、立地条件への適合性</p> <p><u>再エネ特措法第6条第1項各号に定める基準への適合に関する事項</u></p> <p>当社による現地調査</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p><法律的調査></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>許認可等</p> <p>開発許可、農地法（昭和27年法律第229号。その後の改正を含む。）に基づく転用許可等</p> <p>再エネ特措法に基づく<u>設備認定</u>の取得状況</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>契約関係</p> <p>設計、建設請負契約（EPC契約）、売買契約、保守管理契約（O&M契約を含む。）、保証書等の発電設備等に関する契約内容の確認</p> <p><u>系統連系</u>、特定契約、接続契約等の<u>設備認定</u>、系統連系に関する契約内容の確認</p> <p>賃貸借契約の契約内容の確認</p> <p>その他第三者との契約内容の有無及び内容の確認</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>
--	--

(2) リスク管理方針

新 (改正後のリスク管理方針)	旧 (改正前のリスク管理方針)
<p>1. 事業リスク</p> <p>(3) <u>再エネ特措法に基づく認定</u>が取り消されるリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度の適用を受けるためには、<u>再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画</u>（以下「<u>再生可能エネルギー発電事業計画</u>」という。）に係る<u>経済産業大臣の認定</u>（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号。その後の改正を含む。）（以下「<u>再エネ特措法</u>」という。）第9条第3項の認定をいう。なお、文脈に応じて、平成29年4月1日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第6条第1項の認定を含む場合がある。以下同じ。）を受ける必要があるところ、<u>認定を受けた者</u>（以下「<u>認定事業者</u>」という。）が認定を受けた再生可能エネル 	<p>1. 事業リスク</p> <p>(3) <u>再生可能エネルギー発電設備の設備認定</u>が取り消されるリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度の適用を受けるためには、再生可能エネルギー発電設備に係る<u>設備認定</u>（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号。その後の改正を含む。）（以下「<u>再エネ特措法</u>」という。）第6条第1項の認定をいう。以下同じ。）を受ける必要があるところ、<u>設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が認定基準に適合しなくなり、設備認定が取り消されるリスク</u>。

<p><u>ギー発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が再エネ特措法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。その後の改正を含む。以下「再エネ特措法施行規則」という。）に定める基準に適合しなくなったとき又は認定事業者が経済産業大臣の改善命令に違反したとき、これらにより認定が取り消されるリスク。</u></p> <p><リスクの把握・認識方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認定事業者たる賃借人が認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていること並びに認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に定める基準に適合することを、定期的に（少なくとも1か月に1回以上）オペレーターを通じて確認する。</u> ・ <u>賃貸借契約又は業務委託契約において、認定事業者たる賃借人が経済産業大臣の改善命令を受けた場合は、直ちにその旨及び改善命令の内容を本投資法人に報告し、その後の改善命令の遵守状況等の必要な情報を提供することをオペレーターに義務づける条項を設け、改善命令違反により認定取消事由が発生するリスクを把握・認識する。</u> <p><リスクリミット (リスク発見時に想定される事項) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認定取消事由が生じることをもってリスクリミットとする。</u> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、認定が取り消されるおそれのないことを個別に確認する。 ・ <u>賃貸借契約において、認定事業者たる賃借人に認定を維持することや、再生可能エネルギー発電事業計画（事業計画策定ガイドラインを含む。）に従って太陽光発電事業を行うことを義務づける条項を設け、認定取消事由が生じないようにする。</u> ・ 再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守を適切に行うことができるO&M業者を選任することにより適切なメンテナンス体制を維持することで、設備の<u>保守点検及び維持管理の観点から</u>認定の取消事由が生じないようにする。 ・ 賃貸借契約又は業務委託契約上、<u>再生可能エネルギー発電事業計画の変更を行おうとする場合にはあらかじめその旨を通知させるとともに、賃貸借契約又は業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は届出が行われることを義務付ける。</u> 	<p><リスクの把握・認識方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>再生可能エネルギー発電設備が設備認定の基準に適合することを、定期的に（少なくとも1か月に1回以上）オペレーターを通じて確認する。</u> <p><リスクリミット (リスク発見時に想定される事項) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>設備認定への不適合が生じることをもってリスクリミットとする。</u> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、<u>設備認定が取り消されるおそれのないことを個別に確認する。</u> ・ 再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守を適切に行うことができるO&M業者を選任することにより適切なメンテナンス体制を維持することで、設備認定の取消事由が生じないようにする。 ・ 賃貸借契約又は業務委託契約上、<u>オペレーターが設備認定に係る事項の変更を行おうとする場合にはあらかじめその旨を通知させ、また、変更が生じた場合には直ちにその旨を通知させるとともに、賃貸借契約又は業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は整</u>
---	--

<p><リスク発現時のリスク削減方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認定取消事由が生じたこと又はそのおそれが生じたことが明らかになった時点でオペレーターをして可能な限り早期に当該事由又はそのおそれを解消させる。</u> 	<p><u>微な変更に関する届出が行われることを義務付ける。</u></p> <p><リスク発現時のリスク削減方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該基準に適合しないことが明らかになった時点でオペレーターをして可能な限り早期に基準に適合させる。</u>
<p>(4) 事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失又は劣化のリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電設備においては、電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含む。）<u>（以下「電気事業法」という。）</u>第2条第1項第18号に定義する。）の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽電池モジュールや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p>(4) 事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失又は劣化のリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電設備においては、電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含む。）第2条第1項第16号に定義する。）の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽電池モジュールや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 <p style="text-align: center;">（後略）</p>
<p>(5) 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借人が賃貸借契約において解約権を留保している場合や賃借人又はオペレーターが破たんした場合等において、契約期間中に賃貸借契約が終了したとき、又は賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされないときに、新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間の賃料が得られないリスク。 ・ 上記の場合において、既存の賃借人が、新たな賃借人へ認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者（発電事業者から電気を買取る電気事業者（再エネ特措法第2条第1項に定義する。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び接続電気事業者（<u>電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者及び電気事業法第2条第1項第13号に定める特定送配電事業者</u>をいう。以下同じ。）との間の契約上の地位を移転させることに協力せず、又は買取電気事業者及び接続電気事業者の承諾が得られないことにより、新しい認定の取得時点における、当初よりも低い買取価格が適用されるリスク。 <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><リスクリミット （リスク発現時に想定される事項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借人又はオペレーターが破たんした場合等に 	<p>(5) 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借人が賃貸借契約において解約権を留保している場合や賃借人又はオペレーターが破たんした場合等において、契約期間中に賃貸借契約が終了したとき、又は賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされないときに、新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間の賃料が得られないリスク。 ・ 上記の場合において、既存の賃借人が、新たな賃借人へ<u>再生可能エネルギー発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者（発電事業者から電気を買取る電気事業者（再エネ特措法第2条第1項に定義する。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び接続電気事業者（発電事業者の再生可能エネルギー発電設備を電気的に接続する電気事業者をいう。以下同じ。）との間の契約上の地位を移転させることに協力せず、又は買取電気事業者及び接続電気事業者の承諾が得られないことにより、新しい設備認定の取得又は新規の再エネ特措法第4条第1項の接続に係る契約の締結時点における、当初よりも低い買取価格が適用されるリスク。</u> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><リスクリミット （リスク発現時に想定される事項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借人又はオペレーターが破たんした場合等に

<p>において、新たな賃借人へ認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位を移転させることができず、既存の認定が取り消され、又は契約関係が終了する具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとする。</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな賃借人の選任に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。 新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間に賃料が得られないこと等による本投資法人への悪影響を低減するため、事前の計画に基づき、本投資法人は一定以上の金額を積み立てるとともに、複数の借入先との間で融資枠（コミットメント・ライン）を設定するよう努力する。 <p><リスク発現時のリスク削減方法></p> <ul style="list-style-type: none"> リスクを認識・把握した段階で、賃借人又はオペレーターと認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転につき、事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られている場合には、賃借人又はオペレーターの交代を早急に検討し、状況に応じて交代を行う。事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られていない場合には、早急に地位譲渡及びその承諾等に関する交渉を行う。 	<p>において、新たな賃借人へ<u>再生可能エネルギー発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位</u>並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位を移転させることができず、既存の設備認定が取り消され、又は契約関係が終了する具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとする。</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな賃借人の選任に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、<u>再生可能エネルギー発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位</u>並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。 新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間に賃料が得られないこと等による本投資法人への悪影響を低減するため、事前の計画に基づき、本投資法人は一定以上の金額を積み立てるとともに、複数の借入先との間で融資枠（コミットメント・ライン）を設定するよう努力する。 <p><リスク発現時のリスク削減方法></p> <ul style="list-style-type: none"> リスクを認識・把握した段階で、賃借人又はオペレーターと<u>再生可能エネルギー発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位</u>並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転につき、事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られている場合には、賃借人又はオペレーターの交代を早急に検討し、状況に応じて交代を行う。事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られていない場合には、早急に地位譲渡及びその承諾等に関する交渉を行う。
<p>3. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）</p> <p>(1) 電気事業者の需要リスク・信用リスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度の下では、電気事業者は、調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する特定契約（再エネ特措法第<u>2</u>条第<u>5</u>項に定義する。以下同じ。）の締結が義務付けられており、現行の電気事業者による特定契約が何らかの理由により終了したとしても、他の電気事業者との間で特定契約の締結を求めることができるため、需要者（利用者）は限定されていない。 <p style="text-align: right;">（後略）</p>	<p>3. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）</p> <p>(1) 電気事業者の需要リスク・信用リスク</p> <p><リスクの特定></p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度の下では、電気事業者は、調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する特定契約（再エネ特措法第<u>4</u>条第<u>1</u>項に定義する。以下同じ。）の締結が義務付けられており、現行の電気事業者による特定契約が何らかの理由により終了したとしても、他の電気事業者との間で特定契約の締結を求めることができるため、需要者（利用者）は限定されていない。 <p style="text-align: right;">（後略）</p>
<p>(2) 発電事業者の需要リスク・信用リスク</p> <p style="text-align: right;">（前略）</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> 調達期間を勘案して、実務上可能な限り、賃貸 	<p>(2) 発電事業者の需要リスク・信用リスク</p> <p style="text-align: right;">（前略）</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> 調達期間を勘案して、実務上可能な限り、賃貸

<p>借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選択による同契約の解約を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する場合に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。 <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選択による同契約の解約を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する場合に備えて、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、<u>再生可能エネルギー発電設備に係る設備</u>認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討する。 <p style="text-align: center;">(後略)</p>
<p>4. 流動性リスク</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始後、一定期間経過後までに発電設備に関する市場が形成されない場合には、早期に再生可能エネルギー発電設備の処分の可能性について検討を行う。また、発電設備に関する市場が形成された場合には、上記に加え、当該市場における取引事例を分析し、保有する再生可能エネルギー発電設備の<u>調達期間</u>等を考慮の上で、市場における適切な売却時期を検討する。 	<p>4. 流動性リスク</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p><リスク低減の方策（リスクへの対処方針）></p> <p>事業開始後、一定期間経過後までに発電設備に関する市場が形成されない場合には、早期に再生可能エネルギー発電設備の処分の可能性について検討を行う。また、発電設備に関する市場が形成された場合には、上記に加え、当該市場における取引事例を分析し、保有する再生可能エネルギー発電設備の<u>FIT期間</u>等を考慮の上で、市場における適切な売却時期を検討する。</p>

3. 変更日

平成 29 年 5 月 10 日

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 29 年 5 月期（第 3 期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日）及び平成 29 年 11 月期（第 4 期：平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日）の運用状況への影響はありません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tif9281.co.jp/>